

果樹新品種ブランド化推進業務委託先募集要項

1 事業の目的

愛知県が主要農業県としての地位を維持し続けるため、次代を担う本県開発の新たな品目・品種について知名度向上に向けた取組を実施する。

このうち、本県が開発したニホンナシ新品種「瑞月（愛知梨3号）」及びカンキツ新品種「夕焼け姫」について、一般消費者を対象にした消費宣伝を実施するとともに、「瑞月（愛知梨3号）」については、魅力を効果的にPRするためのシンボルマークの作成をすることにより、知名度の向上とブランド化を図る。

2 委託業務の内容

別添『果樹新品種ブランド化推進委託業務仕様書』のとおり。

3 応募資格

応募できる者は、農林水産物をPRするための消費宣伝やシンボルマークの制作において、優れた企画力、技術力、ノウハウ等を持っている法人で、次に掲げるすべての要件を満たす者とする。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 「令和2・3年度愛知県入札参加資格者名簿」登録業者で、以下の取扱内容すべてに登録されていること。

業務（大分類）「03. 役務の提供等」

営業種目（中分類）「03. 映像作成、広告、催事」

取扱内容（小分類）「02. 広告」、「03. 催事」及び「04. デザイン」

- (3) 事業を円滑に推進するため、県内に事務所を持つ者であること。
- (4) 応募の時点で県から指名停止の措置を受けていないこと。
- (5) 代表者が破産者でないこと。
- (6) 国税及び地方税を滞納していないこと。
- (7) 宗教活動や政治活動を目的とした団体ではないこと。
- (8) 「愛知県が行う事務及び事業からの暴力団排除に関する合意書（平成24年6月29日付け愛知県知事等・愛知県警察本部長締結）」に掲げる排除措置の対象となる団体ではないこと。

4 募集期間

令和3年7月12日（月）から令和3年7月21日（水） 午後5時まで

5 契約条件

- (1) 契約形態
委託契約とする。
- (2) 委託金額限度額
1,049,000円以内（消費税及び地方消費税込み）
- (3) 契約保証金
愛知県財務規則第129条の2により、契約金額の100分の10以上の金額とする。ただし、規則第129条の3各号のいずれかに該当する場合は全額又は一部を免除

する。

(4) 契約期間

契約締結日（令和3年7月下旬予定）から令和4年3月11日（金）までとする。

(5) 委託費の支払条件

精算払いとする。

(6) その他

企画提案に基づく見積額は、契約時に至って同じ条件の下で、その額を超えることは認めない。

なお、提案内容等を勘案して委託費を決定するため、委託契約額が見積額と同じになるとは限らない。

6 応募方法等

(1) 企画提案書等の提出

ア 提出書類

(ア) 企画提案書（別添様式）両面印刷可

(イ) 見積書

※「愛知県知事」あてとしたもの。

(ウ) 応募者の概要がわかる資料（資本金、従業員数等の記載のあるもの）

(エ) 定款、寄付行為、規約等

(オ) 直近3か年の決算報告書

法人設立直後で決算を迎えていない場合、企画提案書（別紙様式）の5その他に「法人設立直後で決算未到来」と記入すること。

(カ) 国税及び地方税について滞納がないことの証明書

(キ) 諸規定（委託費対象経費の積算基礎となるもの）

(ク) 過去に実施した類似業務の成果書

(ケ) 社会的価値の実現に資する取組の申告書

「社会的価値の実現に資する取組に関する申告書」（別紙1）に記載されている取組について、該当する取組がある場合、必要書類及び添付書類を企画提案書に添えて提出すること。

※紛失等により登録証等を所持していない場合は、登録等の事実について書面（再発行された登録証等又は証明書など）により確認するものとする。

（別紙2「登録証明書」）参照）

イ 提出部数

10部（正本1部、副本9部） ※副本は写しで可

ウ 提出期限

令和3年7月21日（水） 午後5時（必着）

エ 提出方法

郵送もしくは持参

オ 企画提案書作成上の注意事項

- (ア) 用紙サイズはA4縦（横書きとし、ページ番号付き）とする。
- (イ) A3判の用紙をA4サイズに折りたたんで使用することは可とする。
- (ウ) 企画提案に要する費用は、提案者の負担とする。
- (エ) 提出期限終了後の問い合わせ、書類の追加・修正には原則として応じない
- (オ) シンボルマークの作成業務に関しては、企画提案の際には、過去の類似業務にて作成したシンボルマーク及びその基となったコンセプトを、複数例、提出すること。

(2) 応募に関する問い合わせ先及び提出先

〒460-8501

名古屋市中区三の丸三丁目1番2号

愛知県農業水産局農政部 園芸農産課 野菜・果樹グループ

担 当 佐藤、土本、湯浅

電 話 052-954-6418（ダイヤルイン）

ファックス 052-954-6932

メールアドレス engei@pref.aichi.lg.jp

(3) その他

- ア 電話での質問には応じない。質問は、メールかファックス、来課のみとする。ただし、質問の受付は7月20日（火）の正午とする。
- イ 企画提案書の提出は、1事業者1案とする。
- ウ 応募資格を有さない者の提出資料、又は不備のある提出資料は受理しない。
- エ 資料の提出費用は、応募者の負担とする。また、提出資料は返却しない。
- オ 提出資料に係る個人情報、当業務の目的に限って利用し、厳重に管理する。
- カ 採用された企画提案書の著作権は県に帰属するものとする。
- キ 提出された企画提案書は委託先決定のための資料であり、正式な企画書は県と協議の上、決定する。
- ク 失格又は無効
以下のいずれかの事項に該当する場合は、失格又は無効とする。
 - (ア) 提出期限を過ぎて提出書類が提出された場合
 - (イ) 提出した書類に虚偽の内容を記載した場合
 - (ウ) 審査の公平性に影響を与える行為があった場合
 - (エ) 募集要項に違反すると認められる場合

7 選定者数

1者

8 提案の審査・委託先の選定等

(1) 審査方法等

提出された企画提案書について、県が形式審査を行った後、別に設置する審査委員会において以下のとおり、プレゼンテーション審査を行う。

プレゼンテーション審査の日程及び会場の詳細については、応募があった事業

者に別途通知する。

ア 日程（予定）

令和3年7月28日（水）14時～16時

※企画提案者は、自己のプレゼンテーション時間のみ入室。

プレゼンテーション時間については、別途通知する。

イ 会場（予定）

愛知県庁 西庁舎5階 愛知海区漁業調整委員会委員室

※集合場所は、愛知県庁 西庁舎5階 農業水産局農政部園芸農産課

ウ 方法

提出された企画提案書のみを使用して、1者あたり10分間程度のプレゼンテーション及び質疑応答を行う。パソコン及びプロジェクター等の使用は不可とする。

審査は、非公開で行い、審査の経過等に関する問い合わせには応じない。また、異議申し立ても一切認めない。

(2) 審査基準

審査委員会においては、以下の項目について評価し、総合的な審査を行う。

<事業評価項目>

ア 業務実施体制について

イ 類似業務の実績について

ウ 企画提案内容について

企画提案内容の独創性や適切性等

エ 委託業務経費について

経費項目や金額の妥当性

<社会的取組項目>

オ 社会的価値の実現に資する取組について

(3) 選定

審査委員会の審査結果を踏まえて、県が委託先を選定する。

(4) 通知

選定結果については、すべての応募者に対して郵送で通知する。

(5) 契約

選定した委託先と、委託見積限度額の範囲内で交渉の上、契約する。

なお、契約が不調に終わった場合は、次点の者と交渉するものとする。

9 スケジュール（予定）

| | |
|--------------|-------------------|
| 令和3年7月12日（月） | 委託先募集開始 |
| 7月21日（水） | 企画提案書の提出期限 |
| 7月28日（水） | 審査委員会による審査、委託先の決定 |
| 7月下旬 | 審査結果の通知、契約締結予定 |
| 契約締結～ | 事業の実施 |
| 令和4年3月 | 実績報告書の提出 |
| 3月 | 完了検査、請求書の提出 |

3月

委託料の支払い

10 その他

委託業務の開始から終了までの間、実施方法や進捗状況の確認等、業務の円滑な実施のために、随時、県と連絡調整を行うこと。